

介護職員 処遇改善の実施について

尼崎医療生活協同組合のサービス事業所において、2024年6月より下記のとおり処遇改善を実施いたします。

1 加算区分

介護職員等処遇改善加算(新加算) I

2 対象サービス

1. 通所介護
2. 通所型サービス(総合事業)
3. (介護予防)通所リハビリテーション
4. 介護老人保健施設
5. (介護予防)短期入所療養介護(老健)

3 賃金以外の処遇改善

入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">➢ 他産業からの転職者、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築➢ インターンシップ・学生実習の受け入れ 他
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none">➢ 実務者研修受講支援や、喀痰吸引・認知症ケア、マネジメント研修の受講支援➢ キャリア面談等定期的な相談機会の確保 他
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none">➢ 子育て・家族介護等の休業制度の充実、事業所内託児所の設置➢ 福利厚生制度の充実、メンタルヘルス等職員相談窓口の設置 他
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none">➢ 短時間勤務者も受診可能な健康診断、休憩室の設置➢ 事故・トラブルへの対応マニュアルの作成 他
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none">➢ タブレット端末等ICTを活用した業務量の縮減➢ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫による作業負担の軽減 他
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none">➢ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化を敏、介護職員の気づきによるケア内容の改善➢ ケアの好事例や、利用者・その家族からの謝意等を共有する機会の提供 他